

保護者 様

学校名 大阪教育大学附属特別支援学校

校長 須田 正信

インフルエンザに関する報告書の提出について（お願い）

学校保健安全法施行規則では、インフルエンザの出席停止期間について、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」と定められています。

インフルエンザにり患った場合は、従来どおり医療機関の受診、学校への連絡を行っていただき、出席停止期間後に再登校される際、裏面に記入のうえ、学校へ提出してください。

【インフルエンザの出席停止期間について】（学校保健安全法施行規則第19条）

【小学生以上】

区分	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発熱後5日経過	
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症後 1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校 可能	
発症後 2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校 可能	
発症後 3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	
発症後 4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能

【幼稚園児】

区分	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発熱後5日経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	発症後 5日目	登園 可能		
発症後 2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園 可能		
発症後 3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園 可能	
発症後 4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	解熱後 3日目	登園 可能

※保護者の方が記入してください。

大阪教育大学附属特別支援学校  
校長 須田 正信 様

【インフルエンザに関する報告書】

1. 学部 年(組) (男・女) 氏名 \_\_\_\_\_

2. インフルエンザの種類 \_\_\_\_\_ 型

3. 受診した医療機関名 \_\_\_\_\_

医療機関連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

受診日 令和 年 月 日 ( 曜日)

医師が判断した発症日 令和 年 月 日 ( 曜日)

4. 解熱日 令和 年 月 日 ( 曜日)

令和 年 月 日

保護者氏名 \_\_\_\_\_

担任記入欄

出席停止期間 令和 年 月 日 ( ) ~

令和 年 月 日 ( )迄